白鬚西Ｒ＆Ｄセンター施設入居者募集要項

令和８年１０月

東京都

公益財団法人東京都中小企業振興公社

【問い合わせ先】
URL: https://www.tokyo-kosha.or.jp/incubator/shirahige/boshu/
公益財団法人東京都中小企業振興公社　事業戦略部 創業支援課
東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　明治安田生命ビル低層棟２階
電話：03-5220-1141

1　施設の概要

白鬚西Ｒ＆Ｄセンターは、創業を図る個人又は創業間もない中小企業者や新製品・新技術の研究開発や試作等を行おうとする中小企業者に対し、技術開発若しくは研究開発又は試作のための施設を提供することにより、東京の産業の活性化と雇用の促進を図ることを目的としています。

2　公募対象施設

（1）　施設の名称

白鬚西Ｒ＆Ｄセンター

（2）　公募する区画

別紙１「公募対象施設及び貸付料一覧」のとおり

応募者が希望する場合は、付属駐車場をあわせて貸し付けます。

（3）　所在地

東京都荒川区南千住八丁目５番７号（白鬚西共同利用工場内）

（別紙３「施設案内図」のとおり）

（4）　施設概要

ア　規模・構造

鉄筋コンクリート造３階建

イ　建築年

平成 10 年

ウ　敷地面積

4,056.58 ㎡

エ　延べ床面積

5,735.82 ㎡

オ　付属駐車場

屋上部分に設置する駐車場設備、車高制限 2.7m

※ 工作機械・試験機等の設備利用サービスは提供しておりません。

3　公募の条件・手順

（1）　応募者の資格

応募者は、次の各号のいずれにも該当する者とします。

ア　以下のいずれかに該当する者であること。

①　本施設を事業所として創業を図ろうとする個人

②　本施設を事業所として事業の拡大を図ろうとする創業後３年未満の中小企業者（令和８年 11 月 20 日現在、3 年未満であること）

③　本施設を事業所として新製品・新技術開発により新たな事業分野に進出しようとする中小企業者

※ソフトウエア開発においては、ハードウエアに搭載・連動するもののほか、ソフトウエア単体であっても生産管理ソフト、CAD ソフトなど生産活動に資するソフトウエアの開発も対象とする。（対象外の例:消費者向けゲームソフト、会計ソフト）

イ　現に、技術開発若しくは研究開発又は試作のための事業所の確保が難しい者であること。

ウ　東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。

エ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（※１）の規定により、一般競争入札への参加を制限されていないこと。

オ　事業主が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

カ　国税及び地方税又は法人税及び地方法人税を滞納していない者であること。

キ　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

ク　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により、更正又は再生手続き等を開始していないこと等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

ケ　事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること。

コ　以下のいずれにも該当せず、経営の自主性、独自性が実質的に損なわれていないと認められる者であること。

①　発行済み株式総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②　発行済み株式総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

③　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占有している中小企業者

なお、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条に規定する中小企業で、未上場かつ大企業の出資比率が 50%以下の企業者をいいます。

サ　白鬚西Ｒ＆Ｄセンター施設見学に参加していること。

シ　申請に必要な書類をすべて提出できること。

ス　過去に国・都道府県・区市町村・公社等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こしていないこと。

セ　その他、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法など支援先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

（２）　申請方法

ア　募集要項の配布

募集要項は、下記ホームページからダウンロードできます。

https://www.tokyo-kosha.or.jp/incubator/shirahige/boshu/index.html

イ　施設見学

応募に際しては、事前に施設見学への参加が必須です。

① 開催日時

日にち： 10 月 19 日(月)、26 日(月)、11 月２日(月)、６日(金)、９日(月)、11 日(水)、16 日(月)

時間：①10～11 時、②13～14 時、③14 時 30 分～15 時 30 分

② 見学申し込み方法

下記ホームページから、開催日の**前日（開催日が月曜日の場合は前週金曜日）15 時までに**ご予約ください。フォーム受付後、見学実施日を連絡いたします。

https://www.tokyo-kosha.or.jp/incubator/shirahige/boshu/index.html

ウ　応募書類の提出

① 応募書類の入手方法

応募書類と募集要項は公益財団法人東京都中小企業振興公社のホームページからダウンロードできます。

https://www.tokyo-kosha.or.jp/incubator/shirahige/boshu/index.html

② 募集期間

令和８年 10 月 16 日（金）～ 令和８年 11 月 20 日（金）【必着】

（施設見学をされた方が対象）

③ 応募書類の提出先

施設見学を済ませた方に、提出先ＵＲＬ（Dropbox）をご案内します。

④ 提出方法

電子ファイルによる上記期間中での上記提出先への必着分のみ有効とします。

上記以外の方法での提出、上記期間以外の提出、郵送による送付、直接持込による提出は受付できません。

・応募書類を PDF 化した上でご提出ください。

・添付ファイル名は、「書類番号(別紙２「応募書類一覧」参照)_書類名_社名（個人の場合は氏名)」としてください。

例）1_仮受申込書_ＡＡ社_

・応募書類の追加提出は受け付けておりません。

エ　応募書類の取り扱いと主な留意事項

・ 応募書類は、個人情報保護法ほか関係法令等に基づき適正に取り扱います。

・ 応募書類については、理由の如何を問わず返却しません。

・ 応募書類については、当該「白鬚西Ｒ＆Ｄセンター施設の貸付け」に関してのみ使用し、その他のいかなる場合にも使用しません。

①応募は１人につき１件に限らせていただきます。同一の代表者が経営する、複数の法人による申請は受付不可となりますので、ご注意ください。

②各押印欄へは実印（印鑑登録済のもの）の押印をお願いいたします。

③他の応募者に対し公平性が損なわれるという観点から、書類記入の個別のアドバイスは行っておりませんので、ご了承ください。

④応募に当たっては、別紙２「応募書類一覧」に記載されている該当書類を、全て提出していただく必要があります。提出書類の確認については、「応募書類一覧チェック

リスト」をご活用ください。必要な提出書類が不足している場合、書面審査で不通過となる場合がありますので、ご注意ください。

⑤別紙２「応募書類一覧」に記載されている「原本が必要な書類」は、面接審査当日に原本を持参して提出いただく必要があります。面接審査当日に原本をお持ちいただけなかった場合、面接審査を受けられない場合がありますので、ご注意ください。

⑥応募書類の作成、提出、応募等にかかる費用は、応募者の負担となります。

⑦指定の方法以外の提出方法で送付された応募書類、受付期間以外で提出された応募書類、持込により提出された応募書類は、いずれも受付不可となりますので、ご了承ください。

４　入居予定者の決定

（１）　入居予定者の決定方法

提出された書類に基づき一次審査（書面審査）を行います。一次審査を通過した応募者については、入居者選定審査会（面接審査）を行い、入居者を決定します。

審査では、研究等の場の必要性、将来性、施設の使用方法、経営の健全性について評価します。

（２）一次審査の結果通知

一次審査（書面審査）の結果は、12 月上旬～中旬に文書により通知します。なお、審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

（３）　入居者選定審査会

ア　実施予定日

令和８年 12 月 18 日（金）

イ　面接審査実施場所

荒川区南千住八丁目５番７号　白鬚西共同利用工場　３階　集会室

（４）　審査結果の通知

選定審査会後、概ね１～２週間前後で文書により通知します。なお、審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

５　入居予定日

令和９年３月１日（月）

なお、入居前に入居説明会に御参加いただきます。

６　貸付条件

（１）　白鬚西共同利用工場施設の借受者全員で組織する南千住汐入工業協同組合に加入すること（組合費については本要項「その他特記事項」参照のこと）。

（２）　当該施設を事業所とすること又は都内に事業所を有し当該施設で新製品・新技術開発を行うこと。

（３）　当該施設を技術開発若しくは研究開発又は試作のための事業所として使用すること。

（４）　東京都安全安心まちづくり条例（平成 15 年東京都条例第 114 号）第 30 条及び第 33

条（※２）に基づき、当該施設を、危険薬物の販売、特殊詐欺等の用に供しないこと。

なお、「危険物の販売等及び特殊詐欺の用に供するものではないことに関する表明・確約書」を定期建物賃貸借契約締結時に、東京都に提出して頂きます。

（５） 当該施設は、施設の老朽化に対応するため、今後大規模改修工事を予定している（時期未定）。改修工事に際しては、騒音・振動・施設の一時利用停止等、施設の利用に支障が生じるおそれがあるが、工事の実施に協力すること。また、改修工事の実施に伴い、施設の利用に支障が生じる場合であっても、賃料の減額若しくは免除又は補償金の支払いを請求しないこと。

なお、本件に関する 念書を定期建物賃貸借契約締結時に、東京都に提出していただきます。

（６） 作業室の使用に当たり、関係する法令等を遵守すること。

7　貸付期間

貸付期間は契約日より５年を限度に、応募者からの提案を東京都において審査した期間となります。

更新、延長はできません。過去に白鬚西 R&D センターに入居されていた個人の方、同一法人での再申請はできません。

8　貸付料

（１） 作業室の貸付料は、一月一平方メートル当たり 2,426 円（税別）とし、貸付区画の面積で計算後、50 パーセント減額した金額とします。また、付属駐車場の貸付料は、一台 21,389 円（税込）とします。詳細は、別紙１「公募対象施設及び貸付料一覧」を参照してください。

（２） 貸付料は、毎月末日までに翌月分を、東京都の指定した方法で支払うものとします。

（３） 月の中途において契約を締結することとなった場合又は解除することとなった場合は、日割り計算により算出した額を徴収します。

（４） 借受者が無断で、借り受けた施設の利用を廃止したときは、東京都がその事実を知った日までの貸付料を徴収します。

（５） 東京都が地震、水災、火災などの災害のため、当該施設を使用できないと認める場合は、借受者の申請により、貸付料について、徴収の猶予、又は減額し、若しくは免除することができます。

（６） 貸付料は、土地又は建物の価格変動や、近傍同種の建物の賃借料に比較して、不相当と認められる場合は、改定することがあります。

9　敷金

（１） 敷金は、上記８（１）に定める作業室の貸付料の額の４ヶ月分とします。

（２） 貸付料が変更された場合は、敷金もこれに従って、変更後の貸付料の額の４ヶ月分相当額に変更するものとします。

（３） 敷金は、施設の明渡しがあった後、利子を付さずに返還します。但し、貸付料の滞納や原状回復に要する費用の未払い、又は、定期建物賃貸借契約に基づく債務の不履

行がある場合は、それら債務額を敷金より差し引きます。
なお、敷金の額が債務額に満たない場合は、東京都は、その不足額を借受者に請求します。

10　契約手続

入居予定者となった方の、契約手続きは次のとおりです。

（１）　契約内容は、定期建物賃貸借契約書によります。

（２）　入居予定者となった方は、借地借家法第 38 条（※３）に基づき、公正証書等の書面により定期建物賃貸借契約を締結しなければなりません。

（３）（２）の公正証書等の書面による**定期建物賃貸借契約を締結する際の手数料は、入居予定者となった方の負担**とさせて頂きます。

（４）　入居予定者は、**契約締結の際、敷金及び翌月分までの賃付料を納入**してください。

11　維持管理費の負担

（１）　借受けた施設の使用に関連して生ずる電気、ガス、上水道及び下水道の使用料並びに廃棄物の処理等の費用は、当該借受者の負担とします。

御入居の際、白鬚西共同利用工場施設の使用に関連して生じる電気料金及び上下水道料金の計算及び支払方法について、「電気料金・上下水道料金の精算方法に関する協定書」により、**東京都、南千住汐入工業協同組合、借受者の３者間で協定を締結**して頂きます。

（２）　表示板、外灯、緑化施設等の共用又は共益施設の使用及び維持に関する費用（清掃の費用を含む。）は、借受者が分担することとします。

（３）　建物の本体及び東京都が設置した付属施設の維持保全に必要な修繕は、東京都の負担とします。

（４）　その他疑義が生じた場合は、借受者と東京都で協議の上、定めることとします。

12　借受者の保管義務

借受者は、借受施設及び共用・共益施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態に維持しなければなりません。また、次の事項について厳守しなければなりません。

（１）　借受者は、借受けた施設を転貸してはなりません。

（２）（１）のほか、次の各号の行為をしてはなりません。

ア　工場の建物本体を改造し、又は施設設備を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為をすること。

イ　専用及び共用部分以外を無断で使用し、又は無断で共用部分を専用すること。

ウ　他者に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。

（３）　借受者の責に帰すべき事由により、当該施設を滅失き損したときは、借受者はこれを速やかに原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければなりません。

13　造作及び搬入設置等の基準

（1）　当該施設の造作等の設置等にあたっては、東京都への事前の申請が必要となります。造作の設置等は、以下の基準によります。

ア　借受者の事業活動に欠くことのできないものであること

イ　他の借受者の事業活動を阻害しないものであること

ウ　地域の環境及び安全性を損なわないものであること

エ　建物本体の構造を変更し又は使用してはならない部分を使用することとならないものであること。

（2）　重量物の搬入設置等は、荷量が以下の数値を超えないこととします。

ア　１階の全室、２階の全室及び３階 310 号室　１平方メートル当たり 750 キログラム

イ　３階のうち 310 号室を除く全室　１平方メートル当たり 500 キログラム

14　電力に関する使用基準

（1）　当該施設の電力の使用にあたっては、当該施設に係る分岐開閉器の電力容量及び引込開閉器の電力容量に、変更を生じさせない範囲で行ってください。

（2）　電灯分にあっては、現在の設備の範囲内で使用してください。

（3）　コンセント分にあっては、現在の設備で使用してください。ただし、不足する場合には、必要な設備を借受者の負担で設置してください。また、設置の際は、東京都の承認を得てください。

（4）　動力分については、使用にあたって必要な設備を借受者の負担で設置してください。また、設置の際は、東京都の承認を得てください。

（5）　また、事業活動のため、（1）の基準によることができない場合は、東京都の承認を得た上で、借受者の責任において必要な措置を講じてください。

15　届出事項

借受者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに東京都へ届け出なければなりません。

（1）　代表者の住所又は法人の所在地を変更したとき。

（2）　氏名又は名称の変更及び法人にあっては代表者に変更が生じたとき。

16　報告事項

借受者は、本施設を事業所又は新製品・新技術開発により新たな事業分野に進出する際の事業所として事業を行うことを示す書類（登記簿謄本、開業届等）を定期建物賃貸借契約締結日より３ヶ月以内に東京都へ提出しなければなりません。

17　その他

（1）　応募者は必ず施設見学に参加してください。

（2）　応募書類に不備があった場合は、審査対象から除外します。

（3）　応募書類に虚偽の記載があった場合、入居予定者が本要項に掲げる内容に反している事が判明した場合は、入居予定者に決定していても、その決定を取り消します。

（4）　入居予定者として決定した方が、正当な理由なく別途東京都が指定する日までに契

約締結に応じなかった場合は、決定を取り消し、契約を締結しません。

（５） 入居予定者として決定した後から契約締結までの間に、借受者としての要件を具備しなくなった場合、又は社会的信用を著しく損なう等により借受者として相応しくないと東京都が判断した場合は、契約を締結しないことがあります。

（６） その他特に定めなき事項については、東京都と借受者との間で協議して決めます。

（７） 応募者は、申請に当たり関係法令に基づく許認可・届出等の必要の有無について関係機関への確認を行ってください。

（８） 入居期間中、毎年の決算終了後に営業報告を兼ねてインキュベーション・マネージャーと面談頂きます。またアンケート等への御協力を、お願いすることがあります。

（９）入居企業の企業情報（※）については、都が支援する企業を国内外にＰＲする観点から、都が運営するTokyo Innovation Base（TIB）ウェブサイト上の「Tokyo Startup Database」等に掲載させていただく場合があります。

（※）公開情報から、企業名、業種、住所、法人番号、設立年、従業員数、支援情報、会社URLリンク等を取得しています。

18 入居者募集に関する問い合わせ（書類提出）先

公益財団法人東京都中小企業振興公社　事業戦略部　創業支援課

電話：03-5220-1141

URL:https://www.tokyo-kosha.or.jp/incubator/shirahige/boshu/index.html

19 契約内容・貸付条件に関する問い合わせ先及び事業実施元

東京都産業労働局商工部創業支援課

電話 03-5320-4889

※１　地方自治法施行令

第 167 条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

（１）　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（２）　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（１）　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（２）　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（３）　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（４）　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（５）　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

（６）　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

（７）　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※２　東京都安全安心まちづくり条例

（建物の貸付けにおける措置等）

第 30 条　何人も都の区域に所在する建物（建物の一部を含む。以下単に「建物」という。）を危険薬物の販売等の用に供してはならない。

２　建物の貸付け（転貸を含む。以下同じ。）をする者は、当該貸付けに係る契約を締結するに当たり、当該契約の相手方に対し、当該建物を危険薬物の販売等の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。

３　建物の貸付けをする者は、当該貸付けに係る契約を書面により締結する場合において、当該建物が業として危険薬物の販売等の用に供されていることが判明したときは当該契約を解除することができる旨の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。

４　建物の貸付けをする者が、前２項に規定する措置を講じている場合において、当該建物が薬物濫用防止条例第２条第１号から第５号までに規定する薬物及び知事指定薬物の販売等の用に供されていることを知り、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約におけ

る信頼関係を損なうときは、当該契約の解除及び当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。

（建物の貸付けにおける措置等）

第 33 条　何人も建物を特殊詐欺の用に供してはならない。

２　建物の貸付けをする者は、当該貸付けに係る契約を締結するに当たり、当該契約の相手方に対し、当該建物を特殊詐欺の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。

３　建物の貸付けをする者は、当該貸付けに係る契約を書面により締結する場合において、

当該建物が特殊詐欺の用に供されていることが判明したときは当該契約を解除することができる旨の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。

４　建物の貸付けをする者が、前２項に規定する措置を講じている場合において、当該建物が特殊詐欺の用に供されていることを知り、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該契約の解除及び当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。

※３　借地借家法

第 38 条　期間の定めがある建物の賃貸借をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をするときに限り、第 30 条の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。この場合には、第 29 条第１項の規定を適用しない。

２　前項の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その契約は、書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用する。

３　第一項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。

４　建物の賃貸人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、建物の賃借人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、当該建物の賃貸人は、当該書面を交付したものとみなす。

５　建物の賃貸人が第３項の規定による説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは無効とする。

６　第１項の規定による建物の賃貸借において、期間が１年以上である場合には、建物の賃貸人は、期間の満了の１年前から６月前までの間（以下この項において「通知期間」という。）に建物の賃借人に対し期間の満了により建物の賃貸借が終了する旨の通知をしなければ、その終了を建物の賃借人に対抗することができない。ただし、建物の賃貸人が通知期間の経過後建物の賃借人に対しその旨の通知をした場合においては、その通知の日から６月を経過した後は、この限りでない。

7　第１項の規定による居住の用に供する建物の賃貸借（床面積（建物の一部分を賃貸借の目的とする場合にあっては、当該一部分の床面積）が 200 平方メートル未満の建物に係るものに限る。）において、転勤、療養、親族の介護その他のやむを得ない事情により、建物の賃借人が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは、建物の賃借人は、建物の賃貸借の解約の申入れをすることができる。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から１月を経過することによって終了する。

8　前２項の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。

9　第 32 条の規定は、第１項の規定による建物の賃貸借において、借賃の改定に係る特約がある場合には、適用しない。

その他特記事項

1　組合費

東京都は白鬚西共同利用工場施設の建物管理を、借受者で組織する南千住汐入工業協同組合に委託しております関係上、白鬚西Ｒ＆Ｄセンターに入居される方には、同組合に御加入いただくことを貸付条件としております。

同組合の事業等については、入居予定者に選定された方に改めて案内しますが、組合員として御負担いただく費用について、簡単に案内いたします。

（１）　出資金

一律　100,000 円　ただし、退去に伴い組合を退会される場合には、全額返金されます。

（２）　月額組合費

区画毎に一律でいただく費用と、面積割合でいただく費用とを合計した額になります。

・作業室面積が 50 ㎡以下の場合　　：月額組合費　6,500 円
　（内訳）一律 1,300 円 ＋ 面積割合 5,200 円 ＝6,500 円
・作業室面積が 50 ㎡から 75 ㎡までの場合：月額組合費　7,000 円
　（内訳）一律 1,300 円 ＋ 面積割合 5,700 円 ＝7,000 円
・作業室面積が 75 ㎡から 100 ㎡までの場合：月額組合費　7,500 円
　（内訳）一律 1,300 円 ＋ 面積割合 6,200 円 ＝7,500 円

2　排水処理・危険物等

当施設に特別な排水処理設備はありません。薬品等を御使用の企業の場合、必要な排水処理設備を各社負担で備えていただくことになります。

消防法、高圧ガス保安法等に定める届出等の手続きを要する危険物や高圧ガスの持ち込みはできません。

なお、薬品等の取扱い、危険物や高圧ガスの持ち込みが少量の場合、荒川区役所や消防署等関係機関に使用について確認を得る必要があります。

3　電気容量

当作業室においては、電灯・コンセントは最大 10～20KVA、動力は最大 15～30KW まで使用可能です（最大電力容量は作業室毎に異なります。）。

ただし、建物全体の使用電力による制約があります。

また、電気回線はコンセント分１回線ですので、不足する場合は各社負担でブレーカーを設置し、配線していただくことになります。（詳しくは「白鬚西Ｒ＆Ｄセンター施設入居者募集要項　14　電力に関する使用基準」を御確認ください。）

4　携帯電話の使用

白鬚西Ｒ＆Ｄセンター内では、場所により携帯電話の電波が入りにくい場合があります。施設見学にて御確認ください。

5　インターネットの利用

各作業室において、個別契約によるインターネットへの接続が可能です。詳細は施設見学時にお知らせします。

6　インキュベーション・マネージャーの利用

東京都は、白鬚西Ｒ＆Ｄセンターにインキュベーション・マネージャーを配置して経営や資金等のアドバイスを行います。是非、御利用ください。

別紙１

公募対象施設及び貸付料一覧

作業室	面積	貸付料/㎡	月額貸付料 （消費税相当額を含む。） 消費税率 10%
３１２号室	48.75 ㎡	2,426 円	65,047 円 （消費税　5,913 円）
付属駐車場（１台分／月）			21,389 円 （消費税　1,944 円）

※作業室の貸付料は、一月一平方メートル当たりの貸付料に貸付区画の面積を掛けた後、50％減額した金額とします。

応募書類一覧

No.	書類の名称	備考	部数	創業を図ろうとする個人	創業後３年未満の中小企業者		新たな事業分野に進出しようとする中小企業者		原本が必要な書類
					個人	法人	個人	法人	
1	借受申込書	第１号様式・代表者印（印鑑登録印）を押印すること	1	○	○	○	○	○	○
2	事業計画書	第１号様式	1	○	○	○	○	○	—
3	希望順位表	第２号様式	1	○	○	○	○	○	○
4	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	申込日から過去３ヶ月以内に発行されたもの	1	—	—	○	—	○	○
	住民票	申込日から過去３ヶ月以内に発行されたもの（本人のみ。マイナンバー記載不要）	1	○	○	—	○	—	○
	在留カードの写し	表面、裏面の写し	1	○	○	—	○	—	—
5	国税・地方税の納税証明書（最新のもの）	①税務署…法人税（その１納税額等証明用） ②都税事務所…法人事業税・特別税と法人都民税、個人事業税	1	—	○※	○※	○	○	○
		①税務署…所得税（在職中の方は源泉徴収票のコピーで可） ②区市町村役所…住民税、又は非課税証明書	1	○	○	—	○	—	○
6	経歴書・会社案内	最新のもの	1	○	○	○	○	○	—
7	法人税確定申告書の写し	直近事業年度の２期分で、別表を含む一式	1	—	—	○※	—	○	—
8	新たな事業分野に進出する具体的な計画書等の写し	取締役会議事録、変更後の定款、中小企業経営革新計画承認書一式等	1	—	—	—	○	○	—
9	特許証・意匠登録証書等の写し	本事業に関係するもののみ	1	○	○	○	○	○	—
10	関係法令に基づく許認可等について	第１号様式（添付書類）	1	○	○	○	○	○	—

※ 創業１年未満の中小企業者は不要

「原本が必要な書類」については、面接審査当日に原本を持参すること。

別紙３

白鬚西Ｒ＆Ｄセンター　施設案内図

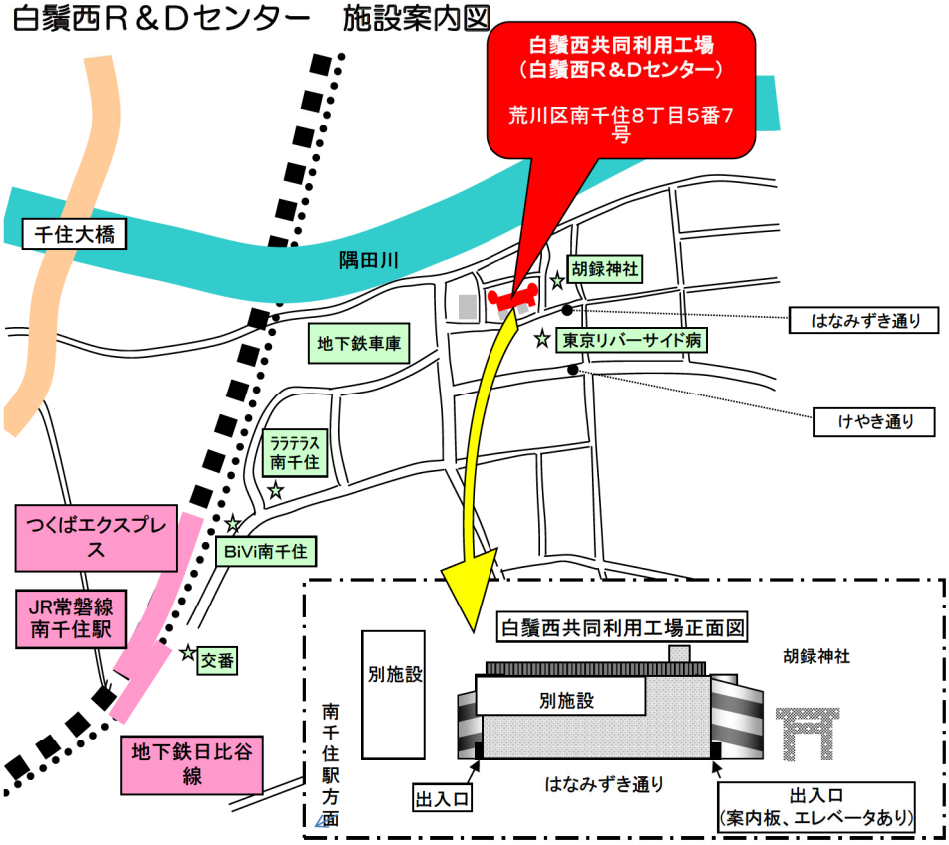

白鬚西R&Dセンター　施設配置図

＜3階平面図＞

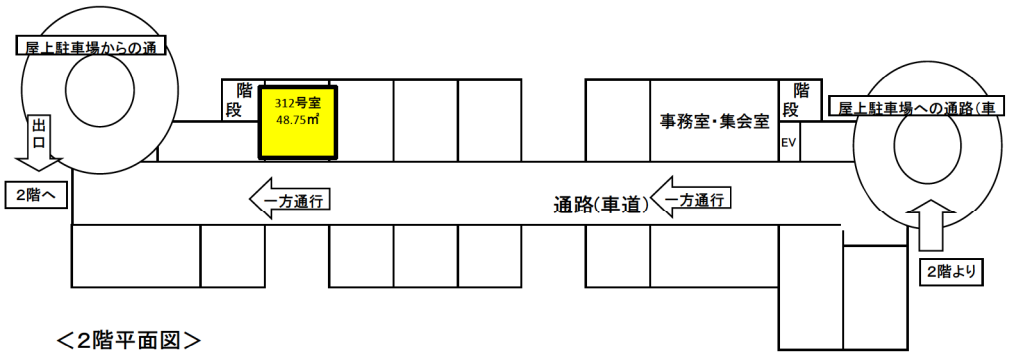

＜2階平面図＞

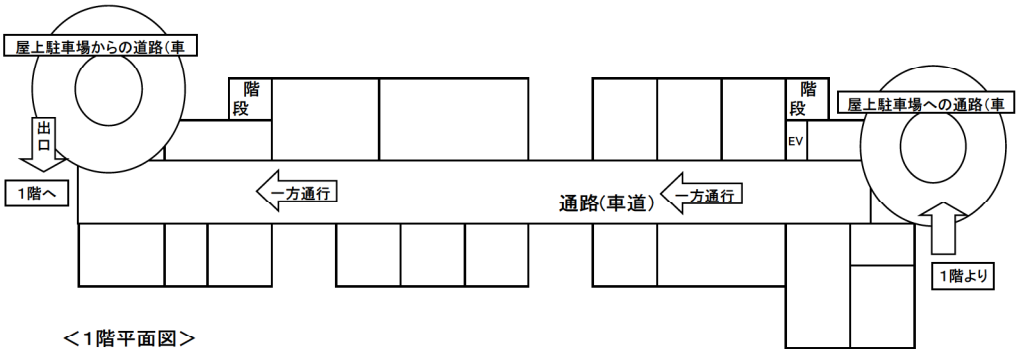
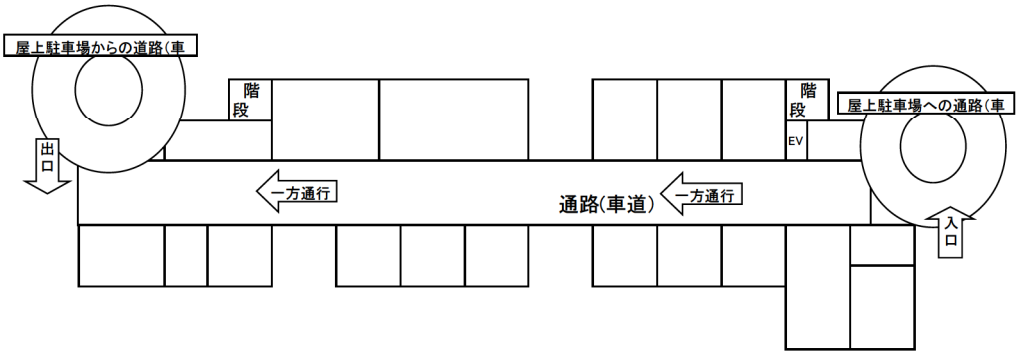
＜1階平面図＞